

公立みつぎ総合病院 緩和ケア病棟見学会

日 9月1日(日)14:00~15:00
 場 公立みつぎ総合病院
 内 緩和ケアに関する説明、緩和ケア病棟の見学、ミニコンサート ほか
 申 「名前、電話番号」を電話かFAX、メールで
 締 8月23日(金)
 申 公立みつぎ総合病院
 地域包括ケア連携室
 (☎0848-76-1328・
 ☎0848-77-0956)
 ④ info@mitsugibyoin.com

元気はつらつ 健康づくりセミナー

「こころとからだのリフレッシュセミナー」
 日 9月2日(月)13:30~15:30
 場 御調保健福祉センター
 対 市内在住で概ね40~74歳までの人
 内 臨床心理士による「こころ」の話と、音楽療法士による歌、楽器演奏など
 定 15人 ※要申込。
 締 筆記用具 ④ 8月26日(月)
 申 御調保健福祉センター
 (☎0848-76-2235)

救急の日 市民公開講座 「平成30年7月豪雨を経験して 大規模災害に備える」

日 9月8日(日)13:30~15:00
 場 総合福祉センター
 内 救護所・避難所の基礎知識
 講師 突沖満則(尾道市立市民病院管理者)
 内 災害拠点病院の役割と対策について
 講師 瀬浪正樹さん(JA尾道総合病院顧問)
 内 教訓を活かし災害から命を守る
 講師 田村斉(尾道市職員)
 9月9日は「救急の日」です。必要な人が必要ときに救急車を利用できるように、ご協力ください。

④ 健康推進課 (☎0848-24-1961)

権利擁護フォーラム

日 9月10日(火)13:30~
 場 総合福祉センター
 内 講演「成年後見制度のこれから」
 講師 広島弁護士会弁護士
 内 パネルディスカッション「自分らしく生きるために~権利の法律と制度と福祉~」
 ④ 尾道市社会福祉協議会
 (☎0848-21-0322)

旧優生保護法に基づく 一時金支給のお知らせ

優生手術などを受けた人を対象に、一律320万円の一時金が支給されます。
 ④ 次のいずれかに該当し、現在生存している人
 ① 昭和23年9月11日~平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた人(母体保護のみを理由とした手術は除く)
 ② 昭和23年9月11日~平成8年9月25日の間に、優生思想に基づいた生殖を不能にする手術か放射線の照射を受けた人
 ※請求に必要な書類など詳しくはお問い合わせいただくか、広島県ホームページをご覧ください。
 ④ ④ 広島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口(☎082-227-1040・
 ☎082-502-3674)
 社会福祉課(☎0848-38-9124・
 ☎0848-37-7260)

子育て

幼児教育・保育の無償化がスタート

10月から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が始まります。

(子ども・子育て支援新制度の対象とならない認可外保育施設・幼稚園(私学助成幼稚園)等については、無償化のための手続きが必要です。詳細は決まり次第、施設を通じてお知らせします。)

施設	無償化となる費用
幼稚園・保育所・認定こども園等	3~5歳児の保育料(私立幼稚園は月額25,700円まで)
	0~2歳児の保育料(市民税非課税世帯に限る。)
幼稚園の預かり保育	月額11,300円まで
認可外保育施設等	3~5歳児の保育料(月額37,000円まで)
	0~2歳児の保育料(月額42,000円まで。市民税非課税世帯に限る。)

※幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用にあたり、無償化の対象となるには、お住まいの市町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
 ※食材料費や、現在実費徴収されている費用(通園送迎費、行事費等)は、対象外です。

④ 【幼稚園に関すること】教育委員会庶務課(☎0848-20-7238)
 【保育所(園)・認定こども園(認可外含む)に関すること】子育て支援課(☎0848-38-9114)

児童扶養手当を受給している 未婚の人へ給付金を支給します

給付金の受け取りには申請が必要です。児童扶養手当現況届と一緒に申請書を郵送しますので、期限内に申し込んでください。

支給額 17,500円
 ④ 次のすべての要件を満たす人
 ・11月分の児童扶養手当の支給を受ける父か母
 ・10月31日(木)までに婚姻をしたことがない人
 ・10月31日(木)時点で、事実婚をしていない人が事実婚の相手方の生死が明らかでない人
 ④ 令和2年2月28日(金)
 ④ 子育て支援課・各支所(百島・浦崎を除く)へ持参か郵送
 ④ 子育て支援課(☎0848-38-9112)

現況届・所得状況等の手続きを忘れずに

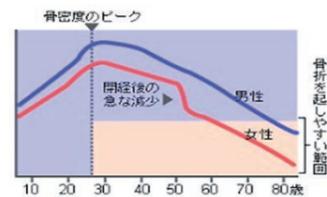
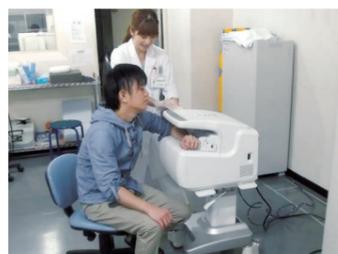
対象者には提出書類を送付していますので、必ず提出してください。
 次の要件に該当し、手当を受給していない人はお問い合わせください。※所得制限あり。

名称	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	
			障害児福祉手当(20歳未満)	特別障害者手当(20歳以上)
対象・支給要件	・父母が離婚(事実婚解消含む) ・父か母が死亡、生死不明 ・父か母に重度の障害がある ・父か母が1年以上拘禁されている ・父か母から1年以上遺棄されている ・父か母が保護命令を受けた ・婚姻によらず生まれた ※児童とは18歳年度末までの子。中度以上の障害の場合は20歳未満の子。	・知的または精神障害のため日常生活で制限を受ける状態(療育手帳で概ね㉔、A、㉔) ・身体に中度以上の障害が長期の安静を必要とする状態	・在宅で、身体、知的または精神障害のため日常生活で常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態	
提出期限	8月30日(金)	9月11日(水)	※障害の状態により該当にならない場合あり。 ※施設に入所している人は対象外。	
提出先	子育て支援課か各支所(百島・浦崎を除く)の窓口本人が持参	社会福祉課か各支所(百島・浦崎を除く)(御調地区は御調保健福祉センター)		
問い合わせ先	子育て支援課(☎0848-38-9112)	社会福祉課(☎0848-38-9124、38-9125)		

こんにちは 市民病院です④

骨密度とは、骨の硬さ(骨量)を示すものです。骨密度を検査することで、骨粗しょう症の診断や骨折リスクの判定が可能となります。
 市民病院の検査は橈骨(前腕)を使い、無理のない姿勢で、痛みがなく短い撮影時間で検査できます。
 通常の診察とは別に、人間ドックのオプションで検査することができます。また、検査結果はレポートとしてお渡します。

早期発見が大切! 骨粗しょう症対策に 骨密度検査を受けてみませんか



▲ 男性は70歳以降、女性は閉経前後の数年間に、急激に骨の量が減少します。

骨粗しょう症対策は早期発見・早期予防が欠かせません
 国内の患者の推計数は1,300万人、そのうち女性患者が約8割といわれています。健康寿命を伸ばしていくためには、更年期の骨量減少を食い止めることが大切です。

④ 尾道市立市民病院地域連携室・健診科(☎0848-47-1155(代))